

分野別自治制度及びその運用に関する説明資料 No.8

産業による地域振興施策

河藤 佳彦

高崎経済大学地域政策学部准教授

財団法人 自治体国際化協会 (CLAIR)
政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター (COSLOG)

本誌の内容は、著作権法上認められた私的使用または引用等の場合を除き、
無断で転載できません。引用等に当たっては出典を明記してください。

問い合わせ先：

財団法人 自治体国際化協会（交流情報部国際情報課）
〒102-0083 東京都千代田区麹町1-7 相互半蔵門ビル
TEL: 03 - 5213 - 1724 FAX: 03 - 5213 - 1742
Email: webmaster@clair.or.jp

政策研究大学院大学 比較地方自治研究センター
〒106-8677 東京都港区六本木7-22-1
TEL: 03 - 6439 - 6333 FAX: 03 - 6439 - 6010
Email: localgov@grips.ac.jp

序

(財)自治体国際化協会及び政策研究大学院大学では、平成17年度より「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業」を実施しています。同事業は、現在、海外に対する我が国の自治制度とその運用の実態に関する情報提供が必ずしも十分でないとの認識の下、我が国の自治制度とその運用の実態に関する外国語による資料作成を行うとともに、国内外の地方自治に関する文献・資料の収集などを行うものです。

平成19年度には、17年度から実施しております『自治関係の主要な統計資料の英訳』の作成、比較地方自治研究センターに収蔵すべき国内外の地方自治関係文献・資料の調査を引き続き行うとともに、『官報自治関係用語日英対照表(改訂版)』の作成などを進めてきました。また、『アップ・ツー・デートな自治関係の動きに関する資料』を18年度に引き続き2テーマについて作成し、『分野別自治制度及びその運用に関する説明資料』についても19年度は6分野について作成することとしました。

本事業については、平成20年度においても引き続き検討を進め、地方自治体関係者が実務を行う際などにおいて活用していただけるものに改善していきたいと考えています。

本事業の内容などについてご意見があれば、(財)自治体国際化協会国際情報課、又は政策研究大学院大学比較地方自治研究センターまでお寄せいただくようお願いいたします。

平成20年7月

財団法人自治体国際化協会 理事長 香山 充弘
政策研究大学院大学 学長 八田 達夫

はしがき

本冊子は、平成17年度より5ヵ年で、政策研究大学院大学比較地方自治研究センターが財団法人自治体国際化協会から委託を受けて実施している「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業」における平成19年度の成果の一つをとりまとめたものです。同事業は、「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業に関する研究委員会」を設置し、それぞれの細事業ごとに、「主査」、「副査」をおいて実施されています。同事業のうち、平成19年度の『分野別自治制度及びその運用に関する説明資料』（No. 5～10の全6冊）の作成は、以下の6人の委員を中心にとりまとめられました（役職名は平成20年3月現在）。

（主査）

大杉 寛 首都大学東京大学院社会科学部研究科教授

（副査）

石川 義憲 地方職員共済組合理事

緒方 俊則 香川大学大学院地域マネジメント研究科教授

河藤 佳彦 高崎経済大学地域政策学部准教授

小山 永樹 筑波大学大学院図書館情報メディア研究科准教授

原田 賢一郎 東北大学大学院法学研究科准教授

本冊子は、『分野別自治制度及びその運用に関する説明資料』シリーズのNo.8として、産業による地域振興施策について、河藤佳彦委員によって執筆されたものです。

その内容は、地域が主体となり推進されるようになった、我が国の地域産業振興施策の現状と展望について概説したものです。

今後も、『分野別自治制度及びその運用に関する説明資料』のテーマの検討を進め、その充実を図っていく予定です。

ご執筆いただいた河藤佳彦委員をはじめ、貴重なご意見、ご助言をいただいた研究会の委員各位に、心から感謝申し上げます。

平成20年7月

「自治制度及び運用実態情報海外紹介等支援事業に関する研究委員会」座長
政策研究大学院大学教授 井川 博

産業による地域振興施策

河藤佳彦

高崎経済大学地域政策学部准教授

1 はじめに

我が国では近年、地域振興に産業が果たす役割が大きくなってきている。けれども、国主導で産業政策が行われた戦後復興期から高度経済成長期においても、産業立地政策が地域振興と無縁であったわけではない。地域にとっては、国の産業立地政策に対応して産業を誘致し、地域振興を図ることが重要な課題であった。それに対し、近年における変化の大きな特徴は、地域産業の振興政策を地域が主体となって推進することが重視されるようになったことにある。

このような変化が顕在化した理由としては、①人々の価値観が多様化して生活の質的豊かさが求められる今日においては、そのニーズに的確に応えることができるのは生活に密着した地域産業であること、②かつてのように少数のリーディング・インダストリーが国の経済成長を牽引できる時代ではなく、地域の特色ある諸資源を活かした多様な産業の発展が国全体の産業発展を支えることが期待されること、③少子高齢化が進み、かつてのような労働力人口の量的増大が期待できないことから、地域における人々の多様な生き方が、多様な形で地域産業を支えることが求められるようになったことなどが挙げられる。

こうした社会経済の大きな変化を踏まえ、我が国における、産業による地域振興施策の現状と展望について紹介していきたい。

2 国が推進する地域産業振興政策

第2次世界大戦後の我が国の産業立地政策の変遷の特徴を大まかに示すと、①終戦直後の復興期は、大都市部を中心とした地域への集中的な産業立地の促進、②高度経済成長期は、集中による弊害の除去と均衡のある国土発展のための産業立地の地方分散の促進、③バブル経済の崩壊後は、既存産業の成熟化・衰退・産業空洞化の進展、ということになる。そして現在は、既存の産業集積や都市集積を活用することの有効性を再評価する時期に入ったと言える（島田、1999年：高崎経済大学附属産業研究所、2005年）。

既存の産業集積は様々な業種の産業から構成されるが、本稿では、近年国の産業戦略において地域産業振興方策として注目されるようになった、「新産業分野の振興」と「中心市街地活性化方策」について紹介する。

2-1 新産業創造戦略

国は、2004年5月に「新産業創造戦略」を策定した。この戦略は、企業における構造調整の進展、新規事業への設備投資の活発化、デジタル家電などのイノベーションによる需要喚起などが見られるようになった現状を踏まえ、これらの動きを確固たる流れとすることが必要であるとの認識を基本とする。

そして、強い製造業の復活と雇用を生み出す様々なサービス業の創出によるダイナミックな産業構造の転換を図ることが不可欠であるとして、産業構造の将来展望を踏まえ、セミマクロの好循環の形成・加速化を目指した産業政策の確立を図るものである。振興すべき産業分野としては、「先端的な新産業分野」「市場ニーズの拡がりに対応する新産業分野」「地域再生の産業分野」を挙げている。

これら3つの産業分野のうち、地域産業政策と直接的に関係の深い「地域再生の産業分野」に着目すると、次のような重点政策が提示されている。

- (a) 顔の見える信頼ネットワークの充実：コーディネーター活動への支援や専門人材の育成
- (b) 地域における産学官連携の強化：大学からの技術移転システムの確立、大学との連携による起業家育成の拠点作り、産学官連携による技術開発への支援、伝統と先端技術との融合促進
- (c) 地域ブランドの形成・発信：集客交流等の分野での地域の魅力発掘と情報発信、地域ブランドの保護強化、電子タグ等を利用した生産・履歴の追跡体制（トレーサビリティ）確立、食品等の海外市場開拓支援

このように、「新産業創造戦略」においても、地域からの産業振興の視点が産業分野をベースとした視点とは別に設定されており、国の戦略においても地域からの視点が重視されていることが分かる¹⁾。

2-2 新経済成長戦略

国は、「新産業創造戦略」に続いて2006年6月に「新経済成長戦略」を打ち出した。この戦略は、先進国として戦後初めて経験する継続的な人口減少と世界最高水準のスピードで進む高齢化に伴う成長制約を克服する持続的な経済成長を「新しい成長」とし、その実現を目標とするものである。また、そのために「強い日本経済」の再構築が必要であるとして、「国際競争力の強化」と「地域経済の活性化」の重要性を強調している。

地域産業政策と直接的に関係の深い「地域経済の活性化」の実現のための政策に関する内容のうち産業に関連する項目を整理すると、次のとおりである（経済産業省、2006年）。

2-2-1 地域活性化のための政策

地域経済の活性化を図り地域が自立的に発展する基盤を整備するために、次のような政策を提唱している（地域産業と直接に関連の深い項目のみを抜粋）。

- (a) 「産業クラスター計画」第Ⅱ期の推進
- (b) 地方活性化総合プランの実行（あわせて5年間で1,000の新たな取り組みの創出とそのための総合的支援）：①製造業・一次産業等の新展開、②観光産業化の推

進、③まちづくりプロジェクトの推進、④コミュニティ・ビジネスの振興

2-2-2 地域中小企業の活性化

地域経済の活性化には、地域の経済と雇用の大半を支えている多数の中小企業の知恵とやる気を活かし、中小企業が活力をもって事業展開していくことが極めて重要であるという認識のもとに、次のような主要施策を提唱している。

- (a) 「地域資源活用企業化プログラム」²⁾の推進
- (b) 中小小売商業振興を通じたまちづくりプロジェクトの推進
- (c) 地域におけるモノ作り中小企業の振興
- (d) 小規模・零細企業の振興
- (e) 中小企業の再生・再起業の推進
- (f) 地域活性化のための新たな金融手法・主体の活用
- (g) 女性や高齢者を活かした地域中小企業の事業展開支援

2-2-3 法律の制定

「新経済成長戦略」の具体化のため政府・与党（財政・経済一体改革会議）によって2006年7月に「経済成長戦略大綱」が打ち出され、これに基づいて、2007年に次の3つの法律が制定された³⁾。

- (a) 産業活力再生特別措置法等の一部を改正する法律：生産性向上に向けた事業者の取り組みを支援
- (b) 中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（中小企業地域資源活用促進法）：地域資源を活用した地域の中小企業の取り組みを支援
- (c) 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（企業立地促進法）：多様な産業集積に向けた地域への企業立地等を促進

これらの法律からも分かるように、地域資源や産業集積を活用した地域産業の振興が、国全体の経済成長のための重要な取り組み課題となっている。

2-3 中心市街地の活性化

近年、中心市街地の衰退が著しい。その原因として考えられることは、モータリゼーションの進展を背景とした郊外大型商業店舗の進出拡大、経営者の高齢化などによる経営意欲の低下などの影響による中心市街地の商店街の衰退、地価高騰時代に進んだ公共施設の郊外移転や企業の業務機能の統廃合などである。

このような状況のなかで、これまで地域住民の生活ニーズについて、文化や教養など自己実現のための高次のレベルから日用品の調達といった身近なレベルまで充足してくれた都市の機能が低下することが懸念されており、国もこの中心市街地の活性化を重要な政策課題として受け止め、様々な取り組みを行っている。

その具体的な取り組みの一つが「コンパクト・シティ」の形成である。これは、都市中心部にまちの機能をコンパクトに集約することによって賑わいを取り戻し、効率性を高め、都市の活力を取り戻そうとするものである。

コンパクト・シティの形成の政策手段としても注目されるのが、国による、いわゆる「まちづくり三法」による中心市街地の活性化である。3つの法律のそれぞれにおける主なポイントは、次のとおりである（都市計画・中心市街地活性化法制研究会、2007）。

- (a) 中心市街地活性化法（施行 1998 年）：中心市街地の活性化のため「市街地の整備改善」、「商業等の活性化」を一体的に推進する。
- (b) 大規模小売店舗立地法（施行 2000 年）：大型店の立地に際して、「周辺地域の生活環境の保持」の観点からの配慮を求める。
- (c) 都市計画法の改正によるゾーンニング（土地利用規制）（施行 1998 年）：大型店の立地を制限する必要があると市町村が判断した場合の土地利用規制制度を措置する。（特別用途地区、(2000 年改正)特定用途制限地域・準都市計画区域）

この3つの法律を併せて活用することにより、地域による中心市街地の活性化への取り組みを積極的に支援することとした。すなわち、国の基本方針のもとに市町村が基本計画を策定し、中心市街地を一つのショッピング・モールと見立てて実施される施設の整備事業や顧客へのサービス増進、商業者の経営革新などソフト面での事業を実施するタウンマネジメント機関としての商工会・商工会議所または第三セクターを、財政面・税制面などで支援する。そのために、生活環境への十分な配慮を前提として大規模小売店舗の立地を原則自由とする。ただし、大規模店舗の立地などを地域の実情に応じて規制・促進などができるように、都市計画上の制度を地元の判断によって併用するというものである。

しかし、まちづくり三法が施行された後数年を経ても中心市街地における店舗や売上高の減少傾向が収まる気配が見られなかったことから、国は更なる対策を立てることとし、2006年にまちづくり三法のうち、中心市街地活性化法と都市計画法について改正を行った。改正の要点は次のとおりである（都市計画・中心市街地活性化法制研究会、2007）。

〔中心市街地活性化法〕 中心市街地の振興方針

- (a) 基本理念、責務規定の創設（国、市町村、事業者及び地域住民の連携の強化等）
- (b) 国による「選択と集中」の強化（中心市街地活性化本部の設置、基本計画の内閣総理大臣による認証制度）
- (c) 民間主導による多様な主体の参画（中心市街地活性化協議会の法定化⁴⁾）
- (d) 支援措置の大幅な拡充（認定基本計画への深掘支援）

〔都市計画法〕 都市機能の適正立地

- (a) 大規模集客施設等の立地における都市計画の手続の必要性（延べ床面積1万㎡を超える商業施設等は、原則、商業地域、近隣商業地域、準工業地域のみ立地可能）。

- (b) 公共公益施設立地に係る開発許可制度の見直し（これまでは許可は必要なかったが、法の改正後は必要となる。）
- (c) 市街化調整区域における大規模開発許可制度の見直し（一定の条件を満たす大規模開発の許可を廃止）
- (d) 都市計画区域外における都市計画規制の見直し（農地を含め、必要な区域には広く準都市計画区域を設定できるようにする）。

これらの改正は、都市の無秩序な外延的分散を抑制し、中心市街地において地域が主体的に取り組む場合の支援を強化するものである。

このような中心市街地活性化のための規制策・支援策は効果が期待されるが、あくまでも活性化のためのツールが用意されているに過ぎない。重要なことは、地域が主体的に自らの都市像を明確に持ち、その実現のために積極的な取り組みを行おうとする意思を持つことであろう。そうすることによって初めて、まちづくり三法は効果を発揮することになる。

2-4 地域クラスター計画

国が推進する地域産業振興政策における代表的なプロジェクトとして、「産業クラスター計画」と「知的クラスター創成事業」を挙げることができる。両プロジェクトは相互に連携をとりつつ進められており事業実績を上げつつあるので、以下、これらについて紹介する。

2-4-1 産業クラスター計画

「産業クラスター計画」は、地域主体の産業活性化の取り組み支援として、経済産業省の主導により2001年度から推進されている。この計画は、我が国産業の国際競争力を強化するとともに、地域経済の活性化を図るものである。民間のプロジェクト推進組織が中心となり、地域企業が情報提供やコンサルティングなどの支援を受けて競争力を高めるとともに、大学や研究機関などと研究開発などについて相互連携を深めることにより、地域経済全体の自立的な発展を目指すものである。また、製造業のほか情報産業やサービス産業なども対象とし、金融機関や商社など関連分野との連携も幅広く視野に入れた計画である（図1）。

2001年度からの第Ⅰ期計画の期間に引き続き2006年度からは第Ⅱ期計画に入っている。現在、全国で17のプロジェクトが展開されており（表1）、5年間で4万件の新事業創出などの数値目標などを設定している。

2-4-2 知的クラスター創成事業

知的クラスター創成事業は、地方自治体の主体性を重視し、知的創造の拠点たる大

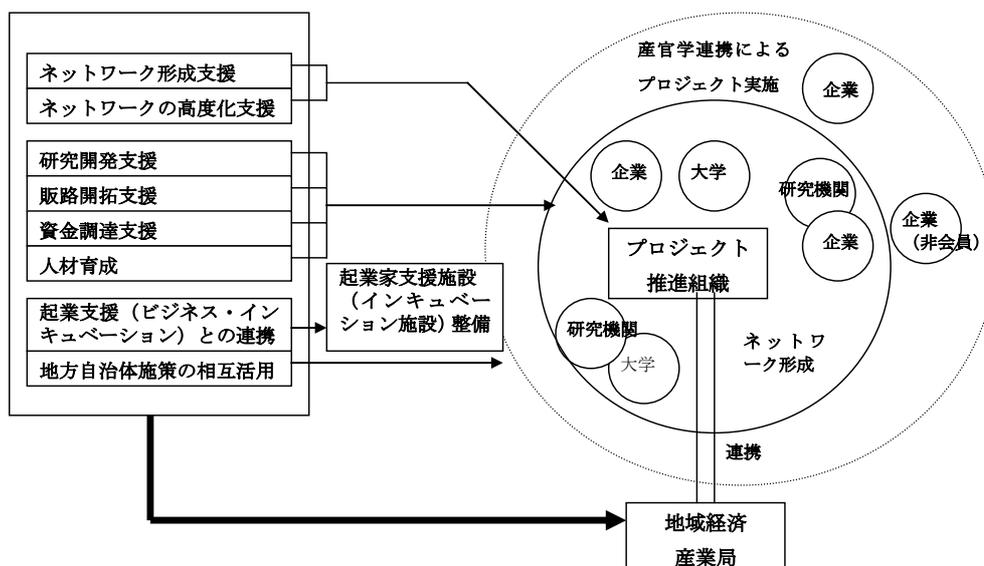
学、公的研究機関等を核とした、関連研究機関、研究開発型企业等による国際的な競争力のある技術革新のための集積（知的クラスター）の創成を目指すものであり、文部科学省が主導して2002年度から実施されている（図2）。その実施地域は（表2）に示すとおりであり、事業の概要は次のようなものである。

- (a) 事業実施の司令塔となる「知的クラスター本部」の設置（本部長、事業総括、研究統括等の配置）
- (b) 専門性を重視した科学技術コーディネータ（目利き）の配置や「弁理士」等のアドバイザーの活用
- (c) 大学の共同研究センター等における、企業ニーズを踏まえた、新技術シーズを生み出す産学官共同研究の実施
- (d) 研究成果の特許化及び育成に係る研究開発の実施
- (e) 研究成果の発表等のためのフォーラム等の開催

2-4-3 産業クラスター計画と知的クラスター創成事業との連携

産業クラスター計画と知的クラスター創成事業では、地域ごとに文部科学省、経済産業省、地方自治体その他関係機関による「地域クラスター推進協議会」を設置し、両計画の進捗状況報告や具体的な連携策に関する情報交換等を実施するなどして、互いに連携し合って地域クラスターづくりを進めている。

（図1）産業クラスター計画における事業の構図



注：「プロジェクト推進機構」と「地域経済産業局」の連携による主な事業内容は、情報提供、各種セミナーの開催、産学連携コーディネート、専門家によるアドバイス、コンサルティングなどである。

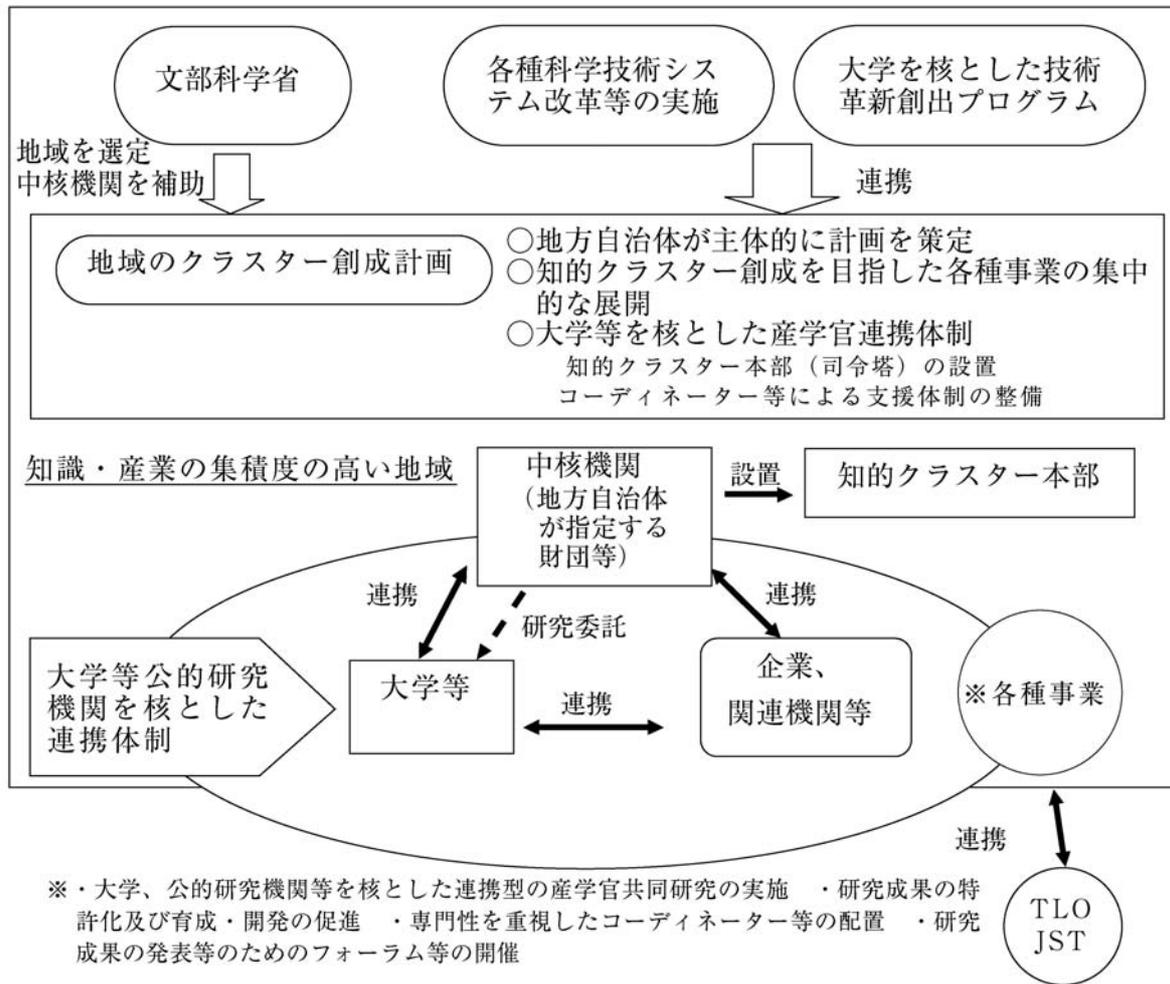
資料：経済産業省『産業クラスター計画パンフレット（2007年度版）』から作成。

(表1) 産業クラスター計画プロジェクトの地域展開状況

地域	プロジェクト ()内：参加企業・大学数
北海道	◇北海道地域産業クラスター計画 北海道ITイノベーション戦略／北海道バイオ産業成長戦略 (約880社、19大学)
東北	◇TOUHOKUものづくりコリドー (ものづくり分野 約710社、29大学)
関東	～広域関東圏産業クラスター推進ネットワーク～ ◇地域産業活性化プロジェクト 首都圏西部ネットワーク支援活動 (TAMA) ／中央自動車道沿線ネットワーク支援活動／東葛川口つくば (TX沿線) ネットワーク支援活動／三遠南信ネットワーク支援活動／首都圏北部ネットワーク支援活動／京浜ネットワーク支援活動 (ものづくり分野 約2,140社、83大学) ◇バイオベンチャーの育成 (バイオ分野 約420社、2大学) ◇情報ベンチャーの育成 (IT分野 約930社、7大学)
中部	◇東海ものづくり創生プロジェクト (ものづくり分野 約1,330社、29大学) ◇東海バイオものづくり創生プロジェクト (バイオ分野 約50社、46大学) ◇北陸ものづくり創生プロジェクト (ものづくり分野 約390社、14大学)
近畿	◇関西フロントランナープロジェクト Neo Cluster (ものづくり・情報・エネルギー分野 約1,130社、30大学) ◇関西バイオクラスタープロジェクト Bio Cluster (バイオ分野 約400社、56大学) ◇環境ビジネスKANSAIプロジェクト Green Cluster (環境分野 約100社、15大学)
中国	◇次世代中核産業形成プロジェクト (ものづくり、バイオ、IT分野 約390社、29大学) ◇循環・環境型社会形成プロジェクト (環境分野 約270社、20大学)
四国	◇四国テクノブリッジ計画 (ものづくり、健康・バイオ分野 約420社、5大学)
九州	◇九州地域環境・リサイクル 産業交流プラザ (K-RIP) (環境分野 約430社、15大学) ◇九州シリコン・クラスター計画 (半導体分野 約330社、14大学)
沖縄	◇OKINAWA型産業振興プロジェクト (情報・健康・環境・加工交易分野 約430社、6大学)

資料：経済産業省『産業クラスター計画パンフレット（2007年度版）』から作成。

(図2) 知的クラスター創成事業の仕組み



注：TLO…技術移転機構（Technology Licensing Organization）

JST…独立行政法人 科学技術振興機構（Japan Science and Technology Agency）

資料：文部科学省『知的クラスター創成事業パンフレット（2006年度版）』から作成。

(表2) 知的クラスター創成事業実施地域

地域及び構想名	特定領域	自治体、核となる大学・ 公的研究機関等
札幌地域〔構想名〕札幌 IT カロツェリアクラスター	IT (ソフトウェア及び システムウェア情報技 術)	北海道、北海道大学
仙台地域〔構想名〕仙台サ イバーフォレストクラス ター	インテリジェント・エ レクトロニクス	宮城県・仙台市、東北大学・東北 学院大学
長野・上田地域〔構想名〕 スマートデバイスクラス ター	ナノカーボンコンポジ ット・有機ナノマテリ アルによるスマートデ バイス	長野県、信州大学
浜松地域〔構想名〕浜松地 域オプトロニクスクラス ター	次世代の産業・医療を 支える超視覚イメージ ング技術	静岡県・浜松市、静岡大学・浜松 医科大学
富山・高岡地域〔構想名〕 とやま医薬バイオクラス ター	バイオエレクトロニク ス (ライフサイエンス、 ナノテク・材料、情報 通信)	富山県、富山大学・北陸先端科学 技術大学院大学、富山県立大学、 富山県工業技術センター
金沢地域〔構想名〕豊かさ を支えるハイテク・センシ ング・テクノロジークラス ター	ハイテク計測・知的活 動支援技術	石川県、北陸先端科学技術大学院 大学、金沢大学、金沢工業大学
岐阜・大垣地域〔構想名〕 ロボティック先端医療クラ スター	IT/ロボット技術を活 用した医療・健康	岐阜県、岐阜大学・早稲田大学
愛知・名古屋地域〔構想名〕 ナノテクを利用した環境に やさしいものづくりクラス ター	ナノテク材料	愛知県・名古屋市、名古屋大学・ 名古屋工業大学
京都地域 〔構想名〕京都ナノテクク ラスター	ナノテク事業創成	京都府・京都市、京都大学・京都 工芸繊維大学、立命館大学、同志 社大学、国立循環器病センター・ 京都市産業技術研究所
関西文化学術研究都市地域 〔構想名〕けいはんなヒュ ーマン・エルキューブクラ スター	IT、ゲノミックスの高 度利用による豊かな生 活支援技術の創出	京都府・大阪府・奈良県、奈良先 端科学技術大学院大学・同志社大 学・大阪電気通信大学・(財)地 球環境産業技術研究機構
関西広域クラスター 〔構想名〕大阪北部(彩都)	バイオメディカル分野	大阪府、大阪大学

資料：文部科学省『知的クラスター創成事業パンフレット(2006年版)』

3 自治体による産業振興政策への取り組み

3-1 企業誘致による産業振興政策への取り組み

我が国の多くの自治体では、地域産業の活性化のために、国内外からの企業誘致活動を積極的に展開している。その具体事例として大阪府を採り上げ、その実態について紹介する。

3-1-1 大阪府の沿革⁵⁾

大阪府は、日本のほぼ中央部に位置し、33の市・9の町・1の村から構成されている。面積は約1,890㎢と都道府県で2番目に小さいが、人口は、約880万人と全国の約7%を占め、東京都、神奈川県に次ぐ規模である。

古くから、海外との窓口・日本経済の中心としての役割を果たしてきた。近代には産業革命の担い手として日本経済を牽引し、多くの重要産業と著名な企業を生み出してきた。しかし、東京一極集中が進むなかで、経済の地盤沈下が進んでいることも否定できない。今後は、関西国際空港を活用したアジア太平洋のビジネス拠点としての発展が期待されている。

3-1-2 企業誘致活動の現状

大阪府では、産業拠点を整備して企業誘致を進め、地域産業の活性化を積極的に推進している（表3）。

3-1-3 政策効果に対する評価

大阪府では、「大阪府企業立地促進補助金」⁶⁾の制度を設けて、企業誘致を進めている。そして、補助金を交付した事業者の立地要因や売上・雇用・取引の状況などを把握することにより、その政策効果を検証して企業立地促進施策の参考とするために、2006年度にアンケート調査を実施した⁷⁾。

アンケート調査の対象事業者は、2005年度末までに補助金を交付し、かつ操業を開始している全ての事業者（115社）であり、2006年9月末現在の状況を郵送により質問したものである。その調査結果の概要は次に示すようになっている。

- (a) 府の企業誘致により府内の産業拠点に立地した企業は売上高が大幅に増加しており、誘致を受け入れて移転した企業にとってメリットがあったことを示している。
- (b) 仕入先については、過半数が府内企業であり、そのうちの中小企業の割合は約4分の3であることから、府内の産業連関性を高める効果があったと言える。販売先については、過半数を府外部が占めていることから府内部の連関性だけでなく府外部への移出により、府に外部からの付加価値の獲得に役割を果たしている。
- (c) 立地の決定要因について、本補助金を重視したと回答した企業が9割にのぼるなど、企業誘致の手段としての補助金の役割が大きいことが分かる。

(d) 事業所設置のきっかけとして多くを占める回答は、事業拡張・事業効率化であり、府内部の事業所が設置する場合も含め、地域で生み出す付加価値を拡大することに貢献している。

これらのことを総合すると、企業誘致の政策効果は、進出企業にとっては事業拡大の効果があると共に、誘致主体となった地域にとっても地域内の付加価値の創出・拡大を実現することができ、税収の拡大に貢献しているものと評価できる。

(表 3) 大阪府内の産業拠点 (2007年7月26日現在)

拠点名	所在地	誘致業種・施設
りんくうタウン	泉佐野市	商業業務、空港関連産業、流通・製造・加工
阪南スカイタウン	阪南市	商業、業務（住環境と調和する工場、物流施設、事務所、研究開発施設等）、健康・保養（健康・保養施設、厚生施設、研修施設等）、公益的施設（生活利便施設、沿道サービス施設、社会福祉施設等）
彩都ライフサイエンスパーク	茨木市	バイオ・医療・製薬関係等のライフサイエンス分野の研究開発機能を持つ施設や、それらの関連施設
津田サイエンスヒルズ	枚方市	研究施設、商品開発型産業施設、教育施設、文化施設、研修施設等
ちきりアイランド (阪南2区)	岸和田市	埠頭用地、保管施設用地、製造業用地
堺泉北港助松埠頭	泉大津市	外貿・内貿埠頭利用型施設（上屋、倉庫等）
阪南港新貝塚埠頭	阪南市	外貿・内貿埠頭利用施設
泉佐野食品コンビナート	泉佐野市	食品関連（工場・流通等）

資料：大阪府企業誘致推進センター（2007年7月26日現在）（<http://www.pref.osaka.jp/ritchi/youchi/map/index.html>、2007年8月17日取得）

3-2 知的クラスターの形成による地域産業振興：長野県上田市⁸⁾

3-2-1 上田市の沿革

上田市は、長野県の東部に位置し、長野市や松本市と隣接、東京からは約 190 km の距離に位置している。市北側は上信越高原国立公園、南側は八ヶ岳中信高原国定公園に指定されている。平成 18（2006）年 3 月の丸子町・真田町、武石村との合併により、人口約 16 万 4 千人（平成 17（2005）年国勢調査）、面積約 552 km² の新上田市が誕生した。

3-2-2 地域産業集積の特色

上田市は、電気機械、輸送用機械、一般機械などの機械産業と金属・プラスチックなどそれに関連する産業が発展してきた地域である。機械分野は中核企業と、その取引を行う下請企業群とから形成されている。生産体制は、特定の中核企業との固定的な系列関係ではなく、複数の中核企業と取引を持つ緩やかな下請け関係であり、したがって自立性の高い中小企業が多く集積している。そして近年では、こうした機械分野をベースとして高度技術産業の集積地へと発展を遂げつつある。

3-2-3 機械産業発展の歴史的背景

上田市は、第二次世界大戦前には、養蚕・蚕種・製糸といった蚕業が栄えたが、1929年の世界恐慌の影響にはじまる製糸業の衰退を契機に工場誘致を展開するようになった。戦時中は、中核的な規模の軍需工場の誘致・疎開の受け入れ、民需から軍需への転換などを進めた。

第二次世界大戦後は、こうした軍需工場は平和産業へ転換し、戦後の機械産業発展の基盤となった。また、市が財政難に対処するために工場誘致を積極的に推進した。上田市は、疎开工場の引き止めと有力工場の積極的招致のため昭和 27（1952）年に制定された長野県の工場誘致条例にならって昭和 29（1954）年に工場誘致条例を作り、工業振興を進めた。

昭和 50 年代（1970 年代半ばから 1980 年代半ば）には、生産の拡大と周辺地域への工場の拡大のため新たな工業団地の造成が進み、昭和 60（1985）年には東塩田林間工業団地が完成した。

3-2-4 浅間テクノポリス

「テクノポリス構想」は、昭和 55（1980）年に通商産業省（現経済産業省）が、ハイテク産業を地方でも起こし、地域経済の活性化を進めるために提唱したものであり、産学官の協力と第三セクターによる計画推進に特徴がある。

長野県は昭和 59（1984）年、この構想に着手し、浅間テクノポリス圏は上田市を含む三市六町一村で進めた。この地域が選ばれた理由としては、工業生産が高く民間の活力があり、また学術研究機関として信州大学繊維学部と長野大学があって高度な技術が集積しているうえ、研究開発（ベンチャー）精神が旺盛で、頭脳労働に適した自然環境があることなどがあげられる。

昭和 60（1985）年 10 月に「財団法人浅間テクノポリス開発機構」（推進母体）が設立され⁹⁾、昭和 62（1987）年に全国で 23 番目のテクノポリスの承認を受けた。これを受けて、東塩田林間工業団地の北に「上田リサーチパーク」を建設し、平成 4（1992）年に完成した。2006 年 2 月現在、入居企業等の産業分野は、ソフトウェア系 7、機械・金属系 4、

通信設備系1となっており、上田市の機械産業発展の歴史的背景を反映したものとなっている。また、拠点施設として上田市マルチメディア情報センター、上田市技術研修センター、長野県工科短期大学が立地している。

3-2-5 新たな知的拠点づくり

上田市は平成13(2001)年1月に研究交流促進法に基づく認定を受けて平成14(2002)年2月、信州大学繊維学部内に上田市産学官連携支援施設(通称「浅間・リサーチエクステンションセンター」(AREC))を設置した。

一方、平成14(2002)年7月に文部科学省知的クラスター創成事業で長野・上田地域が指定を受けた。この事業は、独創的で国際競争力のあるスマートデバイスや、それを活用した商品群の創出を目指すものである。

関連する研究開発事業もARECでもスタートした。すなわち、大学とものづくりをする企業との仲立ちをするためにARECを大学の敷地の中につくることにより、大学と共同研究をし、技術交流・技術相談などを気軽に行えるようにして、成果を挙げていこうというものである。

さらに、長野・上田地域の知的クラスター創成事業は、産業クラスター計画「中央自動車道沿線ネットワーク支援活動」との連携を図っている。

3-3 まちづくりと一体となった産業政策：大阪府豊中市

3-3-1 豊中市の沿革¹⁰⁾

豊中市は、大阪府中央部の北側、神崎川を隔て大阪市の北に位置している面積36.6km²、人口約38万7千人(平成17(2005)年10月1日現在：国勢調査)の大都市近郊都市である。大阪市に近い地の利と、起伏に富んだ丘陵地帯は早くから絶好の住宅地として選ばれ、文教都市の名声が高まるにつれて人口が急激に増え、市街地も大きく広がった。

鉄道駅は、阪急宝塚線の6駅があり、駅前には商業施設と住宅地域が広がっている。また、モノレールの駅が5駅あり、大阪国際空港が大阪府池田市及び兵庫県伊丹市とまたがる形で立地している。道路についても、名神高速道路、阪神高速道路、新御堂筋線、中央環状線などの主要幹線道路が市域内を通過しており、優れた交通利便性を備えている。

課題としては、大都市の郊外居住都市としてはすでに成熟期を迎えており、高齢化も進んでいることから、都市の活力を支える諸々の機能の育成強化が必要となっていることが挙げられる。そのために期待される産業の役割は大きい。豊中市は、既存の産業の活性化を図ると共に、居住環境と共存できる新たな成長産業を見つけ育てていくこと、そのための仕組みづくりが課題となっている。

3-3-2 とよなかインキュベーションセンター¹¹⁾

豊中市では近年、まちづくり活動が継続的に進むようにするための方策として、「コミュ

ニティ・ビジネス」への取り組みが始まった。旧公民館の有効活用にもなることから、この施設においてコミュニティ・ビジネスのためのインキュベーション（起業家支援施設）を始めた。ここで行われる事業は、中心市街地の活性化や都市再生を支える取り組みのひとつとして実施するものであり、コミュニティに潜在する人的・社会的な資源を引き出し、活かしながらビジネス的手法で取り組む「コミュニティ・ビジネス」を中心とした起業家の育成・支援を行うことを基本的な目的としており、この施設で実施されている事業には次のようなものがある。

(a) 会員起業家の育成・支援事業

- (i) 課題の早期発見、解決のための相談・アドバイス（日々の会話からの発見など）
- (ii) 事業進捗状況や事業内容に対応した情報提供（チラシ、メーリングリストなど）
- (iii) 利益を生む仕組みづくりのための経営支援（個別相談）
- (iv) 起業家間や専門家などとのネットワーク構築・交流促進（起業家研究会・ランチ会、プチ・サロン）
- (v) 広報支援（ホームページ・ニュースレターで紹介、記事提案など）

(b) 地域起業家の発掘事業

- (i) 起業、コミュニティ・ビジネス啓発・交流事業（コミュニティ・ビジネス入門講座、ステップアップ講座）
- (ii) 起業、コミュニティ・ビジネス相談（個別相談）

(c) 地域連携事業

- (i) 既存団体との交流・連携（福祉コミュニティ・ビジネス研究会、ヒアリング・ホームページ掲載）
- (ii) 既存団体の相談（補助金申請支援など）
- (iii) 地域団体、商店街などとの関係づくり（地域行事への協力・参加、取材「ご近所さん紹介コーナー」）

3-3-3 まちづくり政策と融合した豊中市の産業政策

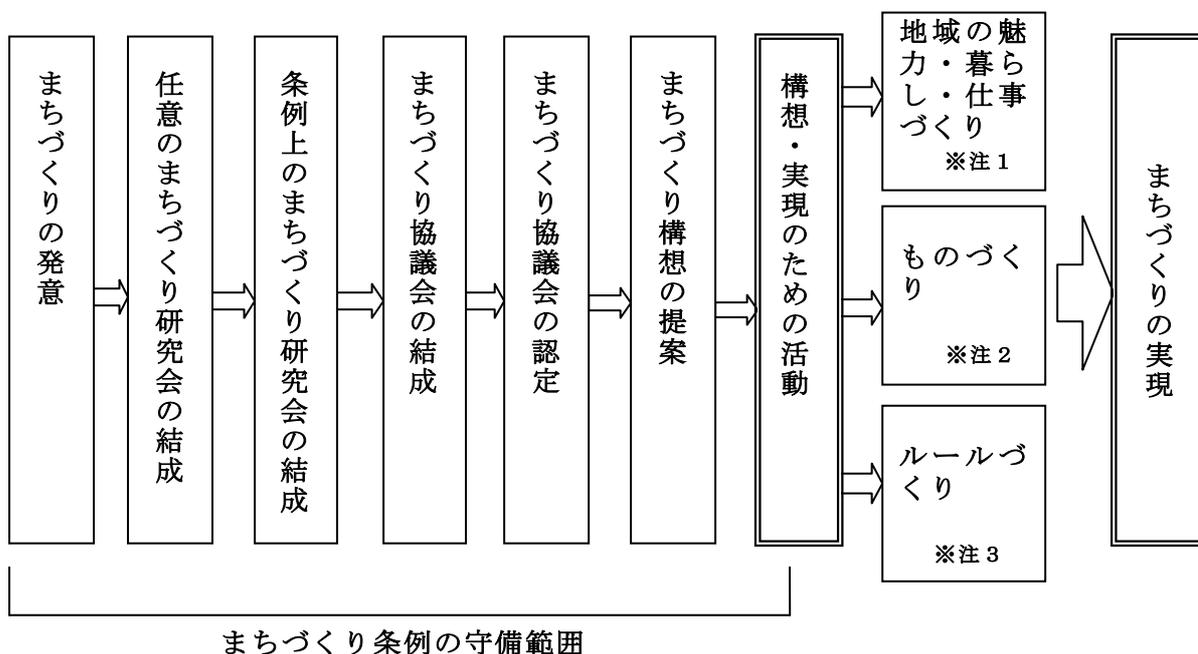
1990年に策定された『豊中市産業振興ビジョン』によれば、豊中市の産業振興政策は、産業政策を居住都市としての「まちづくり」と一体的なものとして推進していこうとする点に強い特色が見られる。

その具体化として、1992年度には「豊中市まちづくり条例」が制定されており、地域に住む市民との協働によるまちづくりに対する積極的な取り組みが注目される¹²⁾。またこの条例に基づいて市民が「まちづくり協議会」をつくって地域まちづくり活動に取り組む場合に、まちづくり活動の初動期段階を支援するため、1993年度から「まちづくり活動支援事業」に取り組んでいる（図3）。具体的な支援策は、活動助成金の交付、専門家によるアドバイザーや継続的なコンサルタントの派遣、市による総合

相談とこれに基づく市職員で構成される支援チームの派遣などである（表4）。

「豊中市まちづくり条例」に基づく協議会認定第1号となったのが、1993年認定の「豊中市駅前まちづくり協議会」（2002年に「豊中市駅前まちづくり推進協議会」に改称）である。この協議会は、1999年には商業団体と連携し、「豊中駅前に創りたい商業とは」を作成、協議会の有志が「有限会社 豊中駅前まちづくり会社」を設立、2000年には商工会議所と連携し「とよなか地域商業活性化プラン」を作成すると共に、これを実行に移す「コンセンサス形成事業」を開始するなど、まちづくりと一体となった商業振興が、市民主体の取り組みを産業政策が支援する形で進められている¹³⁾。

（図3）「まちづくり条例」とまちづくりの進め方



注1：地域を舞台にした文化や福祉、安全の活動、仕事を育む。

注2：再開発や建物の共同・協調建替など、道路・辻広場などの公共建設の整備

注3：地区計画、建築協定、景観協定など

資料：豊中市（<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/seisaku/machi/page3.htm>、2007年8月30日取得）から作成。

(表4) まちづくりの支援制度

まちづくり活動助成	「まちづくり研究会」「まちづくり協議会」をつくって、地域のまちづくり活動に取り組む場合、その活動費用の一部を助成する。 〔助成内容〕 ①まちづくり活動にかかる費用の合計額の3/4以内。 ②まちづくり研究会は、年30万円を限度に2年以内。 ③まちづくり協議会は、年150万円を限度に3年以内。
まちづくりアドバイザー派遣	まちづくりの議論が進む中でぶつかる問題や疑問などに対して、「まちづくりアドバイザー」を派遣し助言する。アドバイザーは各分野のコンサルタントやプランナーなどの専門家に依頼する。
まちづくりコンサルタント派遣	専門家が継続して参加し、まちづくり構想の作成や手法・制度の調査研究などを支援する必要がある場合、専門家を「まちづくりコンサルタント」として派遣する。
まちづくりの総合相談	地域のまちづくりや、まちづくり活動の進め方など、「まちづくりの初動期」の問題について相談を受ける。
まちづくり支援チーム	まちづくりの総合相談を経て、地域で活動をはじめようとする場合、活動の進め方、まちづくりの課題について「まちづくり支援チーム」を派遣し、議論づくりを支援する。支援チームは、市のまちづくり担当の各分野の職員でつくられている。

資料：豊中市 (<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/seisaku/machi/page3.htm>、2007年8月30日取得) から作成。

4 おわりに

本稿では、産業による地域振興政策について紹介してきた。この政策に携わる主体は、国から自治体としての都道府県・市町村まで広範囲にわたる。地域における産業政策を効果的に展開するためには、「地域振興」をキーワードとして、これらの政策主体が各々の役割を果たし、総合的・一体的な取り組みを進めることが重要となる。

地域産業政策における国の重要な役割は、地域ごとの個性的な取り組みを尊重しそれを支援するための諸制度を用意することである。また、その諸制度が有効活用されるよう、自治体や事業者などに対して幅広くそのメリットや留意点などについて周知することも重要である。

自治体については、その地域の特性に相応しいのはどのような産業分野であるのかを見極め、その振興に相応しい産業政策を構築していくことが求められる。そのためには、国

の制度についても、自らの判断により地域の個性的な活性化に相応しいメニューを選択し、有効に活用していかなければならない。

一方で、地域産業の発展の中核になるのは、地域企業の積極的で先進的な取り組みそのものである。また、地域企業の活動に深い関わりをもつ経済団体とも密接に連携を取っていくことが、より企業ニーズに密着した政策の展開を可能にする。

政策主体は地域企業の営みの実態を十分に把握し、課題を見出して企業自らの解決への取り組みを支援するとともに、その優位性を伸ばすための支援を効果的に実施するための方策を講じていくことが求められる。

(注)

1) 国は 2005 年 6 月に「新産業創造戦略 2005」を策定し、「新産業創造戦略」の推進力の強化を図った。具体的な強化項目は、次に示すとおりである。

(a) 重点分野の施策の具体化：燃料電池、情報家電、ロボット、コンテンツ、健康・福祉、環境・エネルギー、ビジネス支援・地域再生

(b) 高度部材・基盤産業への施策の重点化：高度部材産業・基盤産業（サポーティング・インダストリー）への施策重点化

(c) 横断的政策の進化：人材、技術等の蓄積進化、知的財産重視の「経営」の促進

2) 「地域資源活用企業化プログラム」は、景気回復の遅れが目立つ地域経済の活性化のために、地域にある優れた地域資源（地域の農林水産品、産地の職人の技、伝統文化等）を活用し、地方の中小企業による地域資源を活用した新商品・新サービスの開発・販売を促進するものである。具体的な施策としては、市場調査、商品企画・開発、販路開拓、資金調達の手続きの円滑化、地域資源を活用したビジネスの種の創出、人材の育成、中小企業の商品開発力の向上などに対する支援などが挙げられている。

資料：中小企業庁『中小企業施策総覧（2006年度）』中小企業総合研究機構、2006年

3) 経済産業省（http://www.meti.go.jp/policy/business_infra/downloadfiles/gaiyou_taikou3hou.pdf、2007年8月26日取得）国土交通省（<http://www.mlit.go.jp/houritsuan/164-7/01.pdf>、2007年6月22日取得）

4) 法改正の前は、中心市街地活性化のための基本計画は市町村が作成して国の認定を受け、事業は市町村から構想の認定を受けた TMO（商工会議所、商工会、第三セクター、公益法人）が中小小売商業高度化事業の総合的な推進を図ることとなっていたが、法改正によってこの規定は廃止された。新たに、中心市街地整備推進機構・まちづくりの第三セクター、商工会又は商工会議所・商業等活性化の公益法人又は第三セクターなどが中心となり、中心市街地の活性化の総合的かつ一体的推進に関し必要な事項について幅広く協議するため「中心市街地活性化協議会」を組織することができるようになった（都市計画・中心市街地活性化法制研究会、2007）。

5) 大阪府（http://www.pref.osaka.jp/j_intro/index.html、http://www.pref.osaka.jp/j_intro/sangyo/sangyo1.html、2007年8月27日取得）

6) 「大阪府企業立地促進補助金」は、大阪産業の高度化及び活性化を図るため、大阪府内の新規産業

拠点等へ立地する企業などが、新規事業展開や情報技術、バイオテクノロジー・ナノテクノロジー等先端産業と認める事業を行う際に必要となる経費の一部を補助するもので、「新規事業補助金」（補助限度額：2億8千万円）、「先端産業補助金」（同：10億円）、「先端産業特認補助金」（同：30億円）、「先端研究所補助金」（同：1億円）がある（2006年度の制度状況）。

資料：大阪府（<http://www.pref.osaka.jp/ritchi/hojyokin>、2007年8月27日取得）

- 7) 大阪府商工労働部産業労働企画室企業誘致推進課「大阪府企業立地促進補助金平成18年度アンケート調査の結果について」2007年3月

資料：大阪府（http://www.pref.osaka.jp/fumin/doc/houdou_siryou1_12424.pdf、2007年7月13日取得）

- 8) 上田市行政改革推進室平成19（2007）年資料、上田市誌編さん委員会（2002年）
9) 「財団法人 浅間テクノポリス開発機構」は2001年3月に解散し、「浅間テクノポリス」の現在の推進主体は「財団法人 長野県テクノ財団浅間テクノポリス地域センター」となっている。

資料：財団法人 長野県テクノ財団（<http://www.tech.or.jp/ntf/outline01.html>、2007年8月26日取得）

- 10) 豊中市（<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/seisaku/kouhou/gaiyou/map.html>、同/history.html、同/1-ban.html、2007年2月23日取得）

- 11) 2006年8月に筆者が実施したヒアリング調査による。

- 12) 豊中市『まちづくり活動ハンドブック① 身近なまちづくり活動を応援します：まちづくり条例のあらまし』1992年、豊中市（<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/seisaku/machi/page3.htm>、2007年8月30日取得）

- 13) 豊中市（<http://www.city.toyonaka.osaka.jp/toyonaka/seisaku/machi/page4.htm>、2007年5月10日取得）

<参考文献>

上田市誌編さん委員会編『上田市誌近現代編（3）現代産業へのあゆみ』上田市・上田市誌刊行会、2002年

経済産業省編『新経済成長戦略』財団法人 経済産業調査会、2006年

島田晴雄編『産業創出の地域構想』、東洋経済新報社、1999年

高崎経済大学附属産業研究所編『循環共生社会と地域づくり』、日本経済評論社、2005年

都市計画・中心市街地活性化法制研究会編（国土交通省都市・地域整備局まちづくり推進課／都市計画課監修）『詳説 まちづくり三法の見直し』ぎょうせい、2007年